

利子補給金

よくある質問

目次

- Q 1 - 1** 市外に本店がある事業者も申請可能ですか。
- Q 1 - 2** 市外在住の個人事業主ですが、事業所が市内にあります。申請可能ですか。
- Q 1 - 3** 郵送による申請はできますか。
- Q 1 - 4** 市内企業の申請を金融機関が代行して申請書を提出しても問題ありませんか。
- Q 1 - 5** 申請期限はいつまでになりますか。
- Q 1 - 6** 対象融資制度及び補助額を教えてください。
- Q 1 - 7** 信用保証料補助金と利子補給金をどちらも活用できる融資制度はありますか。
- Q 1 - 8** 融資期間が1年経過する前に返済してしまった場合、補助対象になりますか。
- Q 1 - 9** 利子補給金は毎月支払った利子12ヵ月分が必ず交付されますか。
- Q 1 - 10** 今回融資の借り換えを実施します。借り換え前の融資制度は利子補給金の申請をしていなかったのですが、今回申請する際は融資額全額が補助対象になりますか。
- Q 1 - 11** 貸付利率が2%を超える場合でも通常通り補助金が交付されますか。
- Q 1 - 12** 利子の総額が50万円を超える場合でも全額補助金が交付されますか。

Q 1 - 1 市外に本店がある事業者も申請可能ですか。

A 1 - 1 市内に事業所があれば申請可能です。なお、提出の際に必要な市税完納証明書については碧南市税務課にて発行されたものを提出してください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 2 市外在住の個人事業主ですが、事業所が市内にあります。申請可能ですか。

A 1 - 2 市内に事業所があれば申請可能です。なお、提出の際に必要な市税完納証明書については碧南市税務課にて発行されたものを提出してください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 3 郵送による申請はできますか。

A 1 - 3 申請可能です。ただし、郵送の場合でも市税完納証明書については原本を提出する必要があります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 4 市内企業の申請を金融機関が代行して申請書を提出しても問題ありませんか。

A 1 - 4 問題ありません。ただし、交付決定通知書等は、申請者に送付します。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 5 申請期限はいつまでになりますか。

A 1 - 5
資金の融資を受けた日から1年を経過する日から30日以内に市商工課に申請してください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 6 対象融資制度及び補助額を教えてください。

A 1 - 6 補助対象の資金名及び補助額は、以下のとおりです。

資金名	補助額
①愛知県経済環境適応資金のうちパワーアップ資金 ②日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経融資） ③日本政策金融公庫生活衛生改善貸付 ④碧南商工会議所中小企業育成融資制度 ※全ての資金において融資期間が1年を超えるもの	融資の資金を受けた日から1年後の同じ日までの前日までに支払った利子の総額（100円未満切り捨て） ※年度内上限額は、それぞれ100万円

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 7 信用保証料補助金と利子補給金をどちらも活用できる融資制度はありますか。

A 1 - 7 愛知県経済環境適応資金のパワーアップ資金が信用保証料補助金と利子補給金をどちらも活用できる融資制度です。

融資制度	信用保証料補助金	利子補給金
愛知県経済環境適応資金のうちサポート資金	○	×
愛知県経済環境適応資金のうちパワーアップ資金	○	○
愛知県経済環境適応資金のうちサポート資金・パワーアップ資金以外の資金	○	×
愛知県小規模企業等振興資金 ※碧南市経由のみ	○	×
日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金（マル経融資）	×	○
日本政策金融公庫生活衛生改善貸付	×	○
碧南商工会議所中小企業育成融資制度	×	○

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 8 融資期間が1年経過する前に返済してしまった場合、補助対象になりますか。

A 1 - 8 融資期間が1年を超える融資制度が対象のため、融資期間が1年以下になった場合は補助の対象外になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 9 利子補給金は毎月支払った利子12ヵ月分が必ず交付されますか。

A 1 - 9 資金の融資を受けた日から1年後の同じ日までの前日までに支払った利子の総額が補助対象となるため、利子の支払いが資金の融資を受けた月の翌月払いの場合は、11ヵ月分の利子が補助対象となります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 10 今回融資の借り換えを実施します。借り換え前の融資制度は利子補給金の申請をしていなかったため、今回申請する際は融資額全額が補助対象になりますか。

A 1 - 10 借り換え前の融資制度の申請の有無を問わず、融資の際に、繰上償還を行ったときは、当該支払利子に、融資額から繰上償還される額を減じて得た額に融資額で除して得た率を乗じて得た額となります。

・ 借換えした場合の計算式：(借入額－回収金額の和) ÷ 借入額 × 支払利子額

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 11 貸付利率が2%を超える場合でも通常通り補助金が交付されますか。

A 1 - 11 貸付利率が2%を超える借入の場合は、以下の計算式に基づいて補助対象額を算出します。

・ 計算式：利子総額 × 2% ÷ 貸付利率

[目次に戻る▶▶](#)

Q 1 - 12 利子の総額が50万円を超える場合でも全額補助金が交付されますか。

A 1 - 12 補助対象額が50万円を超える場合は、50万円を超えた額の2

分の1を50万円に加えた額が補助金となります。

[目次に戻る▶▶](#)